

学校法人至善館役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人至善館（以下「この法人」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員、評議員、理事及び評議員選任機関構成員をいう。
- (3) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (5) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員等の報酬等には、就業規則に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しての報酬等は、無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第107条第3号に該当する書類として、同法第137条に基づき公表する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則 令和4年8月23日改正（第3条）

附則 令和7年1月24日に改正し、令和7年4月1日より施行する。